

日本儒教学会会則

第一条（名称）

本会は日本儒教学会と称する。

第二条（目的）

本会は儒教に関する学術の研究と普及および会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第三条（事業）

本会はその目的を達するために次の事業を行う。

1. 毎年一回の大会の開催
2. 電子媒体による学会機関誌の公表、およびその他の刊行物の発行
3. 海外の学術団体との交流
4. その他必要な事項

第四条（会員の名称・定義）

本会の会員は次の三種とする。

1. 通常会員。通常会員は斯学を攻究するものとする。
2. 賛助会員。賛助会員は斯学を攻究し、会の維持につとめる。
3. 国外会員。外国に定住して斯学を攻究するものとする。

第五条（入会）

1. 通常会員の入会は、入会申し込み書によってなされた入会申請を、理事会が付託した入会審査委員会が審議したうえで決定する。
2. 賛助会員・国外会員は、会長の委嘱によって入会する。

第六条（退会）

1. 会員の退会は、本人の申し入れによって行われる。
2. 三年以上会費を納入しない場合は、退会とする。

第七条（会費） 会員は下記会費を年度始めに納入するものとする。

通常会員・国外会員 二〇〇〇円

賛助会員 一口（二〇〇〇円）以上

第八条（会員の権利）

1. 定期刊行物の閲覧ならびに頒布を受け、大会等に出席することができる。
2. 学会機関誌および大会等において研究を発表することができる。

第九条（役員） 本会は次の役員を置く。

1. 会長一名
2. 副会長若干名
3. 理事若干名
4. 評議員二十三名以内
5. 監査二名

6. 顧問若干名

7. 幹事若干名

第十条 (役員を選出・委嘱)

1. 評議員は会員の互選による。ただし三名以内の会長指名枠を別途設ける。
2. 会長は選挙で選出された二十名の評議員の互選による。
3. 副会長・理事・監査・顧問・幹事は会長の委嘱による。

第十一条 (役員職掌)

1. 会長は本会を代表し、会務を統べる。
2. 副会長は会長を補佐し、会務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、会長の諮問に応じる。
4. 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問に応じる。また、理事・評議員の中より、会長の委嘱により選出される常務委員は、事務局ならびに各種委員会を組織し、会務の執行にあたる。
5. 監査は経理を監査する。
6. 顧問は随時、会長の諮問に応じる。
7. 幹事は会務を処理する。

第十二条 (役員任期)

役員（顧問を除く）の任期は二年とし、重任を妨げない。役員（顧問を除く）は、満七〇歳を超えて在任できない。

第十三条 (経費)

本会の経費は会費・寄付金およびその他の収入をこれに充てる。

第十四条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年四月に始まり翌年三月に終わる。

第十五条 (会則変更)

本会則の変更は、会長の発議により、総会において決定する。

第十六条 (設立年月日)

本会の設立年月日は、二〇一五年一〇月一〇日とする。

[付則]

1. 本会は事務所を当分の間、〒一五四―八五二五 世田谷区駒沢一丁目二十三番一号駒澤大学第一研究館（高山大毅研究室）に置く。
2. 本会則は二〇一六年五月一四日より施行する。

二〇一七年五月一四日改定